

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業に関する指針（案）の概要

平成 27 年 8 月
内閣府地方創生推進室

1 指針案の趣旨

国家戦略特別区域法第 16 条の 3 第 1 項に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業（以下「本事業」という。）の適正かつ確実な実施を図るため、同条第 3 項の規定に基づき、本事業の適正かつ確実な実施を図るために特定機関が講ずべき措置を定める。

2 指針案の内容

(1) 外国人家事支援人材による家事支援活動の提供

- ・ 利用世帯との間の請負契約に基づき、当該利用世帯の住居の所在地等において、家事支援活動を提供するものとし、利用世帯の住居等に住み込ませてはならないことを定める。
- ・ 請負契約を締結するときには、提供する家事支援活動の具体的な内容をあらかじめ明確に定めなければならない。また、特定機関は、雇用主責任を果たすとともに、外国人家事支援人材を当該利用世帯の指揮命令の下に労働させてはならないこと等を定める。

(2) 外国人家事支援人材の雇用

次のとおり定める。

- ① 事業実施区域内又はこれに隣接する市町村の区域内に所在する本社又は直営事業所において、外国人家事支援人材をフルタイムで直接雇用し、職務内容、雇用期間、報酬額等の雇用条件を明確に定めた雇用契約を文書により取り交わさなければならない。
- ② 渡航費用等の負担者、負担割合等に関係当事者の合意により明確かつ適切に定め、これを文書により取り交わさなければならない。
- ③ 報酬額は、同等の家事支援活動に日本人が従事する場合の報酬と同等額以上でなければならない。
- ④ 外国人家事支援人材に本事業に基づく家事支援活動を通算して 3 年以上行わせてはならない。
- ⑤ 家事支援活動を行う外国人を受け入れるに当たって、当該外国人又はその家族等から、保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、金銭等の財産を管理してはならず、かつ、家事支援外国人等との間で、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結してはならない。
- ⑥ 受入れに際して他の機関が関与する場合は、当該機関が⑤に該当しないことを確認し、かつ、当該機関との間で⑤に該当する契約を締結してはならない。
- ⑦ 事業実施区域を含む都道府県内において、外国人家事支援人材の住居を確保しなければならない。
- ⑧ 外国人家事支援人材に家事支援活動及びこれに付随する業務以外の業務をさせてはならない。
- ⑨ 外国人家事支援人材に対し、家事支援活動に関する教育訓練、在留上及び就業上理解しておくべき関係法令、苦情及び相談を受ける窓口の周知等について、必要な研修を行わなければならない。炊事等と併せて実施される児童の日常生活上の世話及び必要な保護を行う業

務を含む家事支援活動を行わせるときは、当該外国人家事支援人材に対し、当該業務に関する研修を併せて行わなければならない。

- ⑩ 家事支援人材に従事させる業務に従事する相当数の労働者を非自発的に離職させていてはならない。

(3) 特定機関の基準適合性についての確認

特定機関になろうとする者は、国家戦略特別区域会議の下に関係自治体及び関係行政機関により構成して設置する協議会（以下「第三者管理協議会」という。）に、特定機関の基準に適合していることの確認を受けなければならないことを定める。

(4) 第三者管理協議会への報告

新規利用世帯数等については、1月に1回、雇用・就労状況等については、少なくとも3月に1回、特定機関の基準に適合しなくなった場合等については、速やかに、第三者管理協議会に報告をしなければならないこと等を定める。

(5) 第三者管理協議会による監査

適正な家事支援活動の提供、労働条件・安全衛生の確保に関すること等について、少なくとも1年に1回、第三者管理協議会による監査を受けなければならないこと等を定める。

(6) 外国人家事支援人材の保護

外国人家事支援人材の苦情及び相談を受ける窓口を設け、適切に対応できる体制とするとともに、利用世帯において外国人家事支援人材が不当に扱われた場合等に対応して、外国人家事支援人材を保護する仕組みを設けなければならないこと等を定める。

(7) 帰国旅費の確保その他の帰国担保措置

次のとおり定める。

- ① 特定機関は、外国人家事支援人材が病気等のやむを得ない理由により帰国旅費を支弁できないときは、当該帰国旅費を負担しなければならない。
- ② 他の特定機関との間における協定の締結等により、①の場合において、特定機関が倒産等のやむを得ない理由により帰国旅費を負担することができないときに当該帰国費用が確保されるよう必要な措置を講じておかななければならない。
- ③ ①及び②の帰国旅費について、賃金の控除等により当該外国人家事支援人材に負担させてはならない。

(8) 外国人家事支援人材の雇用の継続が不可能となった場合の措置

特定機関に起因する理由等によって外国人家事支援人材の雇用の継続が不可能となった場合において、外国人家事支援人材本人に責がなく、かつ、本人が継続して本事業による在留を希望するときは、新たな特定機関を確保するよう努めることを定める。

(9) 特定機関相互の連携

本事業の円滑かつ確実な実施を図るため、すべての特定機関により構成する協議会を設けるよう努めることを定める。